



一般社団法人日本ホームヘルス機器協会会員の倫理等に関する第三者委員会
議事要旨

日 時：平成25年8月5日（月）14:00～16:30

場 所：協会会議室

出席者（敬称略）

委員

石川 和男	政策研究大学院大学 客員教授	○	長見 万里野	財団法人 日本消費者協会 会長	○
高芝 利仁	弁護士	○	三木 浩一	慶應義塾大学 大学院法務研究科 教授	○

(五十音順)

【配布資料】

- 資料番号1. 協会会員の倫理等に関する第三者委員会議事録
- 資料番号2. 協会会員の倫理等に関する第三者委員会の設置に関するお知らせ（協会 HP 掲載）
- 資料番号3. 協会会員の倫理等に関する第三者委員会規程（案）
- 資料番号4. 会員企業に関わる協会への相談内容
- 資料番号5. 会員企業の広告宣伝に関わる現状資料
- 資料番号6. 協会会員懲戒処分規程（案）
- 資料番号7. 公益社団法人日本訪問販売協会の法令違反会員の処分に係る規程（参考）
- その他 協会の定款

【議 事】

1. 前回の協会会員の倫理等に関する第三者委員会議事録について、承認された。
2. 協会会員の倫理等に関する第三者委員会の設置に関しては、平成25年8月1日付で当協会 HP へ掲載された。
3. 協会会員の倫理等に関する第三者委員会の設置に関する規程（案）
 - ・ 協会会員の倫理等に関する第三者委員会の設置に関する規程（案）が事務局より示された。
 - ・ 本委員会では、経緯と結果が必要であり、議事要旨をHP等に掲載することとした。
 なお、議事要旨を掲載する場合には、会員企業名や調査中の案件等について公表内容に注意が必要である。
 - ・ 第6条の議事録要旨の公開については、例外を規定したほうが良いとの意見があった。
 - ・ 原則とすると何が例外かわからないため、次のとおりに修正する。
 - ・ 「第三者委員会は議事要旨を公開する。ただし、委員長は委員に諮り非公開とすることができる。」
4. 会員企業の問題について
 - ・ 当該企業に関する協会への問合せ事項について事務局より説明された。

- ・ 委員より、当該企業は薬事法や特商法により処罰されたことはないか質問されたが、協会が知る限りそのような事例はない。
- ・ 今後、協会で処分規程を定めた場合でも遡及して当該規程に基づき処分をすることは無理であるが、規程を制定後に問題が発見されれば、処分をすることは可能となる。

5. 会員懲戒処分規程（案）について

- ・ 協会会員懲戒処分規程（案）を事務局より示された。
- ・ 委員より、定款に定めのない「会員資格停止」処分等を下位規程にのみ定めるには無理があるとの意見があった。定款に基づき下位規程に「会員資格停止」を定めるべきである。
また、定款変更を行い、定款にも処分を明確にすべきである。
- ・ 委員からの意見に基づき、定款変更内容の検討がなされた。
定款第9条を次のように修正する。
「(懲戒処分) 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該会員を懲戒処分することができる。
(1)、(2) 変更前と同じ (3) その他懲戒処分すべき正当な事由があるとき。
2. 懲戒処分の種類は、けん責、会員資格停止及び除名とする。
(1) けん責処分及び資格停止処分は理事会の決議による。(2) 除名は社員総会の決議による。」
- ・ 委員より、懲戒処分申し立ての書式まで定めなくてもよいのではとの意見があった。
- ・ 委員より、第三者委員会の審議結果を公表すべきとの意見があった。処分内容は公表されるが、処分されない場合もあり、その場合は審議結果が公表されなくなり、公平性が保てなくなる。第三者委員会の設立主旨からすると、審議結果を公表すべきである。
- ・ 委員より、被申立企業の弁明の機会が総会や理事会になっているが、弁明の機会は第三者委員会の場において行われるべきであるとの意見があった。
- ・ 委員より、審議に関して資料提出を求めていくので、協会側の秘密保持についてもセットで定めるべきとの意見があった。
- ・ 本委員会より、定款変更も踏まえた規程の制定について意見具申された。

6. 委員会開催スケジュール

次回開催 未定